

## 平成29年 4 月現地機関の見直しについて

総務部行政改革課

## I 見直しの必要性

○地域社会の維持、活性化のため、**地域の強みや特性を最大限に活かした地域づくり**が更に重要  
→ 県民に身近な現地機関が連携し、スピード感をもって主体的・積極的に地域課題の解決に当たる  
**「地域の課題は地域で解決する組織（課題解決型組織）」**への見直しが必要

★ 「地域振興局の設置に関する条例案」、「県税事務所の設置に関する条例案」及び「地域農業改良普及センターの設置に関する条例の一部を改正する条例案」が平成28年11月県議会で可決。

## II 見直しのポイント

## ポイント1 地域振興局の設置と支援体制

- 現場の最前線で責任を持って主体的に地域課題に向き合う現地機関として、**知事・副知事に直結する地域振興局を新たに設置**
- 地域課題の解決に当たり、**現地機関の相互連携による取組の強化、政策形成機能の強化のため、地域振興局内に企画振興課を新たに設置**
- 企画振興部地域振興課を本庁における地域振興局サポート窓口とするとともに、特に「横断的な課題」については、**部局連携により組織一体で支援**

## ポイント2 地域振興局の機能強化

- 「横断的な課題」の解決に向けた地域振興局長の役割
  - ・複数の現地機関に関係する**特に重要な「横断的な課題」**は、**局長が統括**  
※特に重要な「横断的課題」は、各地域で新たに設置する「地域振興会議」において協議の上、部局長会議で決定
  - ・上記以外の「横断的な課題」は、各現地機関が主体となり、**局長は現地機関の間を調整**
- 人事
  - ・地域振興局長の人員配置の裁量を拡大（局内の組織変更、定数増減の直接要望など）
- 現地機関の見直しに係る人員配置
  - ・企画振興課には、現行の地域政策課企画振興係の人員に**2名を増員**して配置（計20名増員）
  - ・本庁におけるサポート窓口となる**地域振興課に3名を増員**して配置

○予算の執行・確保

＜地域振興局が自ら考え執行する予算の充実・確保＞

- ・地域振興推進費(仮称)の創設 総額1億円程度  
(「横断的な課題」への対応や地域ビジョン推進のための事業、その他課題に対する事業等)  
※ 各地域振興局へは客観的な指標(人口・面積・市町村数等)に基づき配分し、他の現地機関の執行も可とする柔軟な仕組み
- ・地域発 元気づくり支援金の確保 総額8億5千万円を予定

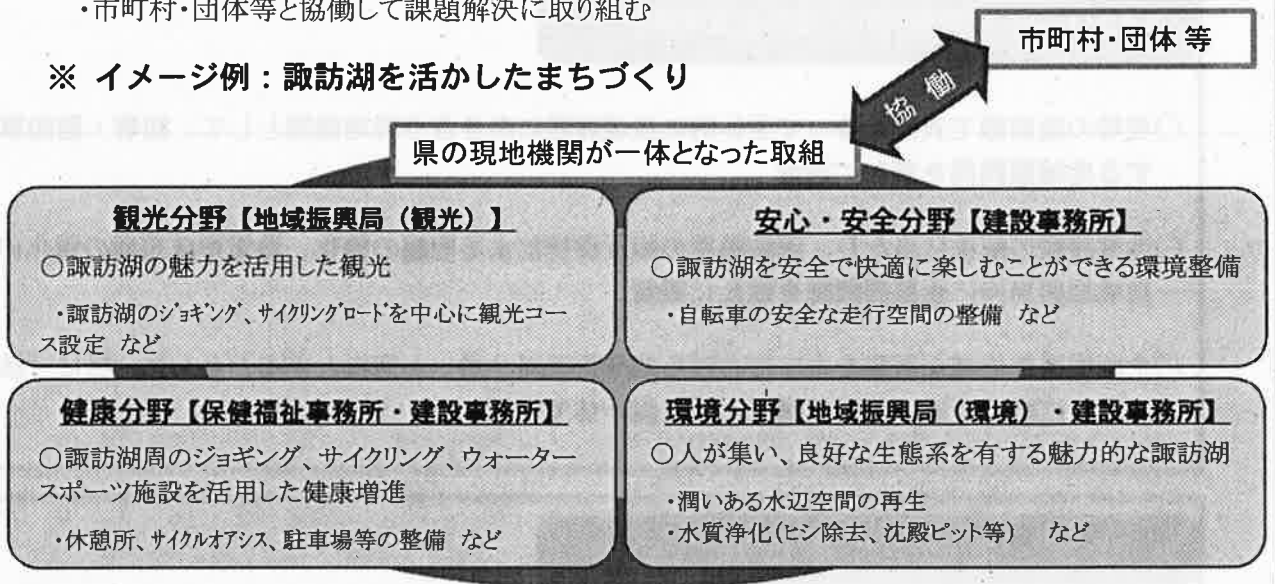
＜地域振興局の要求を部局予算に反映(平成30年度以降)＞

- ・所管部局を通じた予算要求による事業化  
(大規模なハード事業、中長期的に取り組む事業、国庫補助金・交付金を活用する事業等)

《地域振興局長統括による「横断的な課題」への取組イメージ》

- ・地域振興局をはじめ、各現地機関が連携して施策を展開
- ・市町村・団体等と協働して課題解決に取り組む

※ イメージ例：諏訪湖を活かしたまちづくり



ポイント3 専門性等を考慮した組織改正

○「県税事務所」の設置

- ・全県の共通性や専門性が求められる税務業務を地方事務所から独立
- ・平成30年度に課税機能を集約する一方、市町村税徴収支援拠点を拡大

○建築課を建設事務所に移管

- ・地域のまちづくりや災害対応のため、地方事務所建築課を建設事務所に移管

○今回の見直しは、「地域の課題は地域で解決する組織」とするための第一歩

○県と市町村の関係や試験研究機関のあり方など、今後、更に見直しを実施